

# ドメインサービス約款

## 第1条（約款の適用）

1. このドメインサービス約款（以下、「本ドメイン約款」といいます）は、株式会社朝日ビジネス（以下、「当社」といいます）が提供する AB ドメイン取得サービス（以下、本ドメイン約款において「基本サービス」といいます）に適用されるサービス別約款です。
2. 本サービスの利用者は、当社の定める基本約款および本ドメイン約款を遵守するものとします。

## 第2条（用語の定義）

1. 「ICANN」とは、インターネット上で利用される IP アドレス、ドメイン名、ポート番号等のアドレス資源の標準化や割当を行う組織である The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers を指します。
2. 「レジストリ」とは、ICANN から認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名のデータベースを管理する組織のうち、本サービスでは以下の組織を指します。
  - i. jp ドメイン JPRS(株式会社日本レジストリサービス)
  - ii. .com .net Virsign
  - iii. .info Afilas
  - iv. .biz Neustar
3. 「レジストラ」とは、ICANN から認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名の登録を希望する者からドメイン名の登録申請を受け付け、ドメイン名のデータベースへの登録を行う組織のうち、本サービスでは JPRS(株式会社日本レジストリサービス)を指します。
4. 「上位組織」とは、ICANN、レジストリ、レジストラの総称です。

5. 「上位規約等」とは、各上位組織が定める最新のドメイン名に関するポリシー、方針、規則、  
手続、条件その他の取り決めを指します。
6. 「Whois データベース」とは、ICANN の上位規約等に基づきインターネット上で公開される  
ドメイン名登録者のデータベースを指します。

### 第3条（サービス内容）

1. 基本サービスは、レジストリまたはレジストラに対する、ドメイン名のデータベースへの新規登録、登録事項の変更、登録の更新等の申請もしくは届出、またはドメイン名の移管に関する諸手続（以下、併せて「登録申請等」といいます）を、当社が、新規登録を希望する者（以下、「登録希望者」といいます）または利用者に代わって行うサービスです。
2. 基本サービスの対象のドメイン名は、次の各号に定めるとおりです。
  - i. .jp ドメイン
  - ii. .com .net .info .biz
3. 前項第1号に定める.jp ドメインとは、次の各号のドメイン名を指すものとします。
  - i. 株式会社日本レジストリサービス（以下、「JPRS」といいます）の定める「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」第3条にいう「汎用 JP ドメイン名」
  - ii. JPRS の定める「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」第3条にいう「属性型地域型 JP ドメイン名」
  - iii. JPRS の定める「都道府県型 JP ドメイン名登録等に関する規則」第3条にいう「都道府県型 JP ドメイン名」
4. 第1項にかかわらず、基本サービスにおいて、「地域型 JP ドメイン名」（JPRS の定める「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」2.2 が規定するもの）および「都道府県型 JP ドメイン名」の新規登録は行いません。

#### **第4条（上位規約等）**

1. 利用契約には、基本約款および本ドメイン約款に加えて、上位規約等が適用され、これらにより利用契約の内容が規律されるものとします。基本約款および本ドメイン約款と上位規約等に矛盾または抵触する規定がある場合、上位規約等の規定が優先して適用されるものとします。

#### **第5条（紛争処理方針）**

1. 利用者は、ドメイン名に関する紛争について、次の各号に定める紛争処理方針に従い、自らの費用と責任でこれを解決するものとし、当社は、各紛争処理方針に定めのない限り、一切責任を負わないものとします。
  - i. 第3条第2項第1号に定める.jp ドメイン名の場合は、一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの定めた「JP ドメイン名紛争処理方針」
  - ii. 第3条第2項第2号に定めるドメイン名の場合は、ICANN の定めた「統一ドメイン名紛争処理方針」(Uniform Domain-Name Dispute-Resolution Policy、以下、「UDRP」といいます)

#### **第6条（登録申請等代行の手続）**

1. 登録希望者は、当社所定の申込書または当社ホームページに表示している申込画面（以下、併せて「申込書」といいます）に必要事項を記入のうえ、申込書を当社に提出または送信することによりドメイン名の新規登録の申請の代行を申込みものとします。かかる申込みにおいて、登録希望者は、その責任においてドメイン名を選定するものとします。登録希望者が、当社に料金を支払った後は、理由の如何にかかわらず、選定したドメイン名を変更することはできないものとします。
2. 利用者は、申込書に必要事項を記入のうえ、申込書を当社に提出または送信することにより、

新規登録以外の登録申請等の代行を申込みものとします。

3. 当社は、登録希望者または利用者から料金の支払いがあったことを確認した後、前各項の代行に着手するものとします。

#### **第7条（申込みの拒絶）**

1. 当社は、基本約款第6条第1項各号に該当する場合のみならず、上位規約等に照らし当社として不適当と認めた場合および第3条に定める各ドメインを登録することができる資格、個数その他登録にかかる条件に適合しない場合も、前条の登録申請等の代行につき申込みを承諾しないことがあります。

#### **第8条（登録拒否）**

1. 上位組織が、当社が代行して行った登録申請等を拒否した場合は、当該登録申請等に応じた登録等は実施されません。この場合、当社は利用者に対して、当社が受領した料金のうち、登録申請等代行手数料を差し引いた金額を返金するものとし、当該返金を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

#### **第9条（登録情報の開示および利用）**

1. 利用者は、申込書に記入した利用者の情報が、Whois データベースへの登録等、公的に利用されること、および上位組織が当該利用に関して制定した上位規約等に基づいて行う要請に従うことに同意するものとします。
2. 利用者は、当社に対し、前項に定める Whois データベースへの利用者の情報の登録等において、当該情報の一部につき、当社所定の方法により当社の情報を用いて登録することを要請できるものとします。

## **第10条（料金）**

1. 登録希望者および利用者は、料金を、当社の定める支払期限までに当社に支払うものとします。
2. ドメイン名の登録情報変更を希望する利用者は、当該作業申込みを当社が受理した日が属する月の翌月末または翌々月末のうち、当社が別途指定する日までに、当社の定める料金を当社に支払うものとします。
3. 基本サービスでは、料金を日割で精算することはありません。

## **第11条（必要情報の提供）**

1. 登録希望者および利用者は、当社に対し正確な情報を提供するとともに、当社に提供したすべての情報を、正確に、かつ最新のものに保つものとします。
2. 当社は、登録希望者または利用者に対し、利用契約更新時その他必要に応じて、登録希望者または利用者が当社に提供した情報以外の情報であって基本サービスの提供に必要な情報を要求する場合があります、登録希望者または利用者はこれに応じるものとします。

## **第12条（登録ドメイン名の譲渡）**

1. 利用者は、次の各号に掲げる事項をすべて満たす場合、当社所定の手続を経ることにより、のドメイン名を第三者に譲渡することができます。
  - i. 当該第三者が基本約款、本ドメイン約款および上位規約等に従うことに書面により同意すること
  - ii. 基本約款、本ドメイン約款または上位規約等において当該第三者が当該ドメイン名の譲渡を受ける条件を満たしていること
  - iii. 当該ドメイン名譲渡の申請手続が適正であると当社が認めること

### 第13条（登録および使用の制限）

1. 上位組織および当社は、次の各号のいずれかにあたる場合に、利用者のドメイン名の登録を取消、移転、修正または抹消する権利を有します。
  - i. 利用者が上位規約等、基本約款または本ドメイン約款に違反した場合
  - ii. 上位規約等に基づき、正当な手続を経て要求または許可された場合
  - iii. ドメイン名登録の取消、移転、修正または抹消に関する各国の法令に基づく場合
  - iv. 上位組織がドメイン名の円滑な運用のために必要であると認めた場合
  - v. ドメイン名に関する紛争を解決するためになされる場合
2. 当社は、ドメイン名の登録または使用が前項各号のいずれかの事項に該当するおそれがあると判断する場合、一定期間、登録等の手続を中止またはドメイン名の使用を停止することができるものとします。その間、当社が実施した検討の過程および結果の詳細について、当社は利用者の開示する義務を負わないものとします。
3. 利用者は、第1項各号による登録申請等の拒否、登録等の手続の中止、ドメイン名の使用の停止またはドメイン名の登録の取消、移転、修正もしくは抹消について、異議申立をすることはできないものとします。上位組織によるドメイン名の登録等の完了後に、ドメイン名の使用の停止またはドメイン名の登録の取消、移転、修正もしくは抹消がなされた場合、当社が受領した料金は返金されません。

### 第14条（登録期間、解約および更新）

1. 基本サービスにより登録されたドメイン名の登録期間（以下、「登録期間」といいます）は、当社を通じて上位組織によりドメイン名が登録され、または当社へのドメイン登録業者変更により、当社にその事実が記録された日から起算して、一年間とします。
2. 当社は、当社所定の期限までに、当社の定める方法による利用者からのドメイン名の解約の申請がなければ、ドメイン名の登録期間を、一年間更新するものとします。

1. ただし、第10条第2項に定める支払期限までに料金の支払いが確認できない場合は、基本サービスにより登録されたドメイン名を抹消する手続をとるものとします。
2. 利用者は、当社に対し、契約終了月の3ヵ月前の20日までに通知することにより、当該料金に対応する期間の終了日をもってドメイン名を解約することができます。この場合、通知の時期にかかわらず、当社が受領した料金は返金されません。
3. 利用者は解約時に所定の申請をすることで、ドメイン名を他社サービスへ転出・移管ができるものとします。この場合、転出手数料および設定費用が発生します。

#### **第15条（サービスの終了）**

1. 当社は、上位組織の解散またはそのドメイン登録事業の終了により、基本サービスの全部または一部の提供を終了する場合があります。この場合、当社は、サービス提供の終了の旨を遅滞なく利用者に対して通知するよう努めます。ただし、この場合のサービス提供の終了および通知の遅延について、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 基本サービスが終了する場合、利用者は、利用者のドメイン名の使用の継続、または登録の抹消等に関して、利用者の責任において、当社所定の手続を行うものとします。利用者は、当社所定の手続を行わないときは、利用者の意思に反して、そのドメイン名または利用者に関する情報の登録がそのまま継続され、またはこれらの登録が抹消される場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

## **付則**

#### **第1条（適用開始）**

この約款は、令和元年9月21日より適用された約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、令和3年9月21日より適用されます。